

運送事件

請求の趣旨に対する答弁

ブルー社の請求を棄却する

第 1. 「アブ・プロポリス」、「アブ・ウォッチ」の損傷に関して、レッド社は債務不履行責任を負わない。**I 本件損害の原因は梱包の不備にあるため、レッド社は損害に対して責任を負わない。****(1)“Master Delivery and Transportation Agreement”(以下「別添 4 運送契約」という。)が規定す第 7.1 条(2)の免責条項に基づいて、レッド社は本件損害に対する責任を負わない。**

1. 別添 4 運送契約第 7.1 条の後段は、“Red shall not be liable when Damage arises from one of the following circumstances”, 即ち「以下の事情から損害が発生した場合、レッド社は損害に対する責任を負わない」と規定している。そして、そのような事情の 1 つとして同条(2)は“incompleteness or defect of package”, 即ち「梱包の不備又は欠陥」を挙げている。
2. 本件において、レッド社による航空運送中に「アブ・プロポリス」5 万本のうち 4 万本の容器が破損し、液漏れしたこと(問題文段落(以下「¶」という。)31), 「アブ・ウォッチ」1 万本のうち半数程度が故障していたこと(¶33)がその後の確認で発覚した。
3. 専門家が原因を調査した結果、利用されていた緩衝材は航空運送専用のものでなく、品質も今一つであったこと(¶31②), 飛行中に正常に与圧された貨物室の中で緩衝材の空気が 3 割程度抜けたが、航空運送用のものであればそのような事情は発生しなかったこと(¶31③), 段ボール箱内で「アブ・プロポリス」や「アブ・ウォッチ」が激しく振動したが、緩衝材の空気が抜けていなければこのように振動しなかったこと(¶31⑥)が判明した。
4. 以上より、損傷の原因は「アブ・プロポリス」、「アブ・ウォッチ」が航空運送に適さない緩衝材によって梱包されていたことにあり、これは「梱包の不備又は欠陥」に当たる。
5. よって、別添 4 運送契約第 7.1 条(2)の免責条項に基づいて、「アブ・プロポリス」、「アブ・ウォッチ」の破損及び故障により生じた損害に対して、レッド社は責任を負わない。

(2)レッド社が別添 4 運送契約第 7.1 条(2)を本件において適用することは、「著しく不公正である」とはいえないため、レッド社は免責される。

6. UNIDROIT 国際商事原則(以下「UPICC」という。)第 7.1.6 条は、免責条項を適用するにあたり、「契約の目的を考慮し、それを主張することが著しく不公正であるときは、これを主張することができない。」と規定している。
7. 免責条項として別添 4 運送契約第 7.1 条(2)が定められている目的とは、運送人であるレッド社が、責任を負っていない「梱包の不備または欠陥」により発生した損害を賠償するという不合理な事態を避けることである。
8. 上記の目的を考慮した上で、本件において、「アブ・プロポリス」、「アブ・ウォッチ」の梱包作業にはレッド社のスタッフ 2 名が携わっていた(別添 11 レッド社陳述書第 3 段落)が、レッド社のスタッフは専ら“MEMORANDUM for the Special Sales at Blue Store Negoland”(以下「別添 10 協力合意書」という。)に基づきブルー社の梱包作業に一時的に協力していたにすぎず、「梱包の不備又は欠陥」の責任は運送人としてのレッド社ではなく、荷送人であるブルー社にあるため、別添 4 運送契約第 7.1 条(2)を適用することは、「著しく不公正である」とはいえないことを以下に示す。

9. 別添 4 運送契約第 1.2.1 条は, “Blue shall be responsible for the packing of parcels and shall pack parcels in a manner suitable for transport according to the character, weight, volume, etc. of the parcels.”, 即ち「ブルー社が商品の梱包に関しての責任を負い, 特徴や重さ, 大きさなどに従って運送に適した方法で梱包をする債務(以下「梱包債務」という。)を負う」と規定している。
10. 本件においてブルー社は, “BSN-Super 10th Anniversary”(以下「本件セール」という。)の開催にあたって人手不足を懸念し, レッド社に協力を依頼すべく協議を行った(¶26)。この協議に基づいて締結された別添 10 協力合意書の第 3 条では, “Red will cooperate in packaging of parcels ... for air transportation ...”, 即ち「レッド社が, 航空輸送のための梱包作業に『協力する』と規定している。
11. 以上の経緯から, 本件セール中, アービトリア国内の倉庫での梱包作業にはレッド社のスタッフが参加していた(¶27)。レッド社のスタッフはブルー社から貸与されたタブレットで伝達された指示に従って梱包作業をしていたうえ, 作業の状況を, 倉庫の管理責任者を務めていたブルー社のエメラルド氏に毎日報告していた(別添 11 レッド社陳述書第 3 段落)。このようにレッド社は, 自らの責任ではなく, ブルー社の指揮命令下で作業をしていた。
12. 以上より, 別添 10 協力合意書がレッド社の本来の運送業務とは別に定める梱包に関する業務は, ブルー社が責任を負う業務への協力にすぎず, 本件セール期間においても別添 4 運送契約第 1.2.1 条が定める梱包に関する責任は依然としてブルー社が負っていた。
13. よって, レッド社の梱包への関与は「協力」という軽微なものであり, 本件において「梱包の不備又は欠陥」はブルー社の責任であるため, UPICC 第 7.1.6 条が定める「著しく不公正」とはいえず, 別添 4 運送契約第 7.1 条(2)が適用されレッド社は免責される。

II レッド社は緩衝材を調達する債務を負わない。仮に負うとしても, ブルー社はレッド社の債務不履行責任を主張できない。

(1)レッド社は, ブルー社の梱包債務の履行を補助したにすぎないため, レッド社は緩衝材を調達する債務を負わない。

14. 当方準備書面 9~12 段落(以下「[9]~[12]」という。)で述べた通り, 本件セール期間においても, ブルー社は別添 4 運送契約が定める梱包債務を負っていた。
15. 別添 10 協力合意書第 4 条は, “Red will ... procure cushioning material.”, 即ち「レッド社は, 緩衝材を調達する」と規定しているが, [10]で述べた協力関係に鑑みると, 同条はブルー社の梱包債務の履行を補助するために, レッド社が緩衝材の調達に協力することを定めているにすぎない。
16. よって, 別添 10 協力合意書第 4 条はレッド社の債務を定めたものではないため, ブルー社は同条を根拠にレッド社の債務不履行責任を主張できない。

(2)仮にレッド社が緩衝材を調達する債務を負うとしても, ブルー社は, 自己の作為によってレッド社の債務不履行を生じさせたため, UPICC 第 7.1.2 条に基づき, レッド社の債務不履行責任を主張できない。

17. UPICC 第 7.1.2 条は, 「債務者の不履行が債権者の作為により生じたとき, 債権者は債務者の不履行を主張することできない」と規定している。別添 10 協力合意書第 4 条が定めるレッド社の債務(以下「緩衝材調達債務」という。)の不履行は, ブルー社の不適切な緩衝材を引き渡す(別添 11 レッド社陳述書第 5 段落)という作為によって生じたことを以下に示す。

18. 2019年9月22日、レッド社はブルー社に不足分の緩衝材を調達するよう依頼した(¶28)。翌日ブルー社はレッド社に緩衝材を引き渡し、レッド社は代金を支払った(別添 11 ブルー社陳述書第5段落)ことから、調達を依頼した緩衝材について売買契約が結ばれていた。
19. ネゴランド国とアービトリア国は国際物品売買条約に関する国際連合条約(以下「CISG」という。)締結国である(¶7)。CISG第35条1項は、「売主は、契約に定める数量、品質及び種類に適合し、かつ、契約に定める方法で収納され、又は包装された物品を引き渡さなければならない」という売主の義務を規定している。
20. また、同条2項(a)は、同条1項の契約適合物の要件として、「同種の物品が通常使用されるであろう目的に適すること」を規定している。
21. 通常、緩衝材は「物が壊れないように衝撃を和らげることを目的として使用されることを踏まえ、本件において緩衝材は航空運送に用いられることに鑑みると、ブルー社は、契約適合物として「航空運送専用の緩衝材」を引き渡す義務があった。
22. しかし、今回ブルー社が引き渡した緩衝材は航空運送専用のもではなく、品質も今一つであった(¶31)。したがって、ブルー社は売主としての義務に違反し、レッド社に契約不適合物を引き渡したといえる。
23. また、ブルー社が引き渡した緩衝材はレッド社が持参した航空運送用の緩衝材と見た目や使った際の感覚は変わらなかったこと、これまで10年以上航空運送用の梱包をしていたブルー社が購入したものであった(別添 11 レッド社陳述書第5段落)ことから、レッド社がそれを航空運送専用のもとして疑わなかったことは当然であった。
24. よって、ブルー社から契約不適合物を引き渡されたことと、レッド社が緩衝材調達債務を全部履行できなかったこととの間には因果関係が認められるため、ブルー社はレッド社の緩衝材調達債務の不履行を主張することはできない(UPICC第7.1.2条)。

第2. 仮に「アブ・プロポリス」、「アブ・ウォッチ」の破損に関して、レッド社が債務不履行責任を負うとしても、損害賠償請求は認められない。仮に認められるとしても、損害賠償額は限定される。

I レッド社の損害賠償額は、UPICC第7.4.1条から第7.4.4条が規定する損害賠償請求の要件を満たす範囲に限定される。

(1) レッド社の緩衝材調達の債務不履行と本件損害との間に因果関係は認められず、ブルー社は損害賠償を請求することはできない。

25. 本件における「アブ・プロポリス」、「アブ・ウォッチ」の破損、故障という損害は航空運送専用でない緩衝材を使用して梱包されたことによって生じている(¶31)。
26. ここで、[9]で述べた通り、ブルー社は運送に適した方法で梱包をする債務を負う。そのためレッド社の緩衝材調達の債務不履行と本件損害発生の間には、ブルー社の債務不履行が介在しており、両者の間に因果関係は認められない(UPICC第7.4.2条)。

(2) 「アブ・プロポリス」の破損による損害についての確実性及び「アブ・ウォッチ」の破損による逸失利益についての予見可能性は認められず、ブルー社の損害賠償額は限定される。

27. 「アブ・プロポリス」の需要増大はアービトリア国内でのことである(¶32)。破損しなかった1万本が売れたことは、ネゴランド国においても高騰後の価格である1本150ネゴリラで残りの4万本もの本数が売り切れる合理的な確実性を示すとはいえない。

28. よって、ブルー社は高騰した販売価格をもとに「アブ・プロポリス」の損害賠償額 600 万アブドルを請求することはできない(UPICC 第 7.4.3 条)。
29. 「アブ・ウォッチ」については、返品に応じた 5,000 本を修理した(¶33)ことによって生じた修理費と、修理期間中に「アブ・ウォッチ」と同等の機能・品質を有する「ネゴ時計」が発売されたことによって市場価格が下落し、「アブ・ウォッチ」の販売価格も下落した(¶33)ことによって生じた逸失利益が損害であるとブルー社は主張している(¶34)。
30. レッド社が別添 4 運送契約及び別添 10 協力合意書を締結した時点では、ネゴ時計のような競合商品が本件セール直後に発売されることは知り得なかった。また、それに伴って 1,000 アブドルでも入荷待ち(¶25)状態であるアブ・ウォッチの市場価格が、その 1/5 にまで下落すること、さらにブルー社が市場価格の変動に応じて「アブ・ウォッチ」の販売価格を変更すること(¶33)について、レッド社は合理的に予見することはできなかった。
31. したがって、ブルー社は「アブ・ウォッチ」の販売価格変更による逸失利益について損害賠償を請求することはできない(UPICC 第 7.4.4 条)。
32. よって、レッド社の損害賠償責任は修理費分の損害に限られるため、1 本あたりの修理費 50 ネゴリラに 5,000 本と当時の為替レートをかけた、25 万アブドルについてのみレッド社は損害賠償責任を負う。

II 別添 12 Air Waybill 裏面約款に基づき、ブルー社が「アブ・ウォッチ」について損害賠償請求することは許されない。

33. 別添 12 Air Waybill 裏面約款は、運送中に生じた損害に対する運送人の責任について規定しているため、運送中に生じた本件損害について運送人であるレッド社に適用される。
34. 別添 12 Air Waybill 裏面約款第 7 条は、「物品に紛失または損傷があった場合、貨物の引き渡しを受ける権利を有する者が書面による苦情を物品の受領日から 14 日以内に運送人に提出しない限り、いかなる損害賠償請求も認められない」と規定している。
35. また、同条(1)は物品に明らかな損傷があった場合、(2)は物品にその他の損傷があった場合の苦情を提出する期限について規定しており、「アブ・ウォッチ」には外観上の問題点は発見されなかった(¶30)ことから、「アブ・ウォッチ」の損害は上記(2)に該当する。
36. (2)に該当する場合、苦情の提出の期限は物品の受領日から 14 日以内、つまり「アブ・ウォッチ」については受領日である 2019 年 9 月 26 日(¶29)の 14 日後である同年 10 月 11 日までに書面による苦情の提出が必要である。
37. 本件において、ブルー社は、購入者から「アブ・ウォッチ」が「壊れていて動かない」というクレームがあったことを 10 月 7 日に、航空運送中の衝撃が理由で破損したことを 10 月 12 日に、いずれも電子メールで運送人であるレッド社に通知している(¶33)。
38. 10 月 7 日の通知は購入者からブルー社に対するクレームがあったこと通知しただけであり、実際に破損があったことの通知ではなかった(¶33)。また、10 月 12 日の通知は上記の通知期間の経過後になされている。
39. よって、ブルー社が「アブ・ウォッチ」について損害賠償請求することは許されない。

III 別添 4 運送契約または別添 12 Air Waybill 裏面約款、モントリオール条約に基づき、「アブ・プロポリス」、「アブ・ウォッチ」についての損害賠償額は限定される。

- (1) 「アブ・プロポリス」、「アブ・ウォッチ」についての損害賠償額は 1kg あたり 22SDR に限定される。

40. 別添 4 運送契約第 7.3 条の前段は, “Unless otherwise agreed by parties in writing, Red's liability for the failure in the International Transportation Service...shall be limited to twenty-two(22) SDR per kilogram for such parcel.”, 即ち「当事者間の書面による合意がない限り, 航空運送サービス中に生じた損害に対するレッド社の責任は小包について 1kg あたり 22SDR に限定される」と規定している。
41. 本件損害は航空運送中に生じているため, 本件におけるレッド社のいかなる損害賠償責任についても, 同条は適用される。また, 損害賠償額に関して上記の「書面による合意」がなされたという事実はないため, 同条に従い損害賠償額は 1kg あたり 22SDR に限定される。
42. 仮に, Air Waybill における商品の金額に関する記載(¶29)が「書面による合意」に当たり別添 4 運送契約第 7.3 条が適用されないとしても, 別添 12Air Waybill 裏面約款第 6 条に従って, モントリオール条約が適用され, 同条約第 22 条 3 項によって損害賠償額は 1kg あたり 22SDR に限定される。
43. なお, 別添 12Air Waybill 裏面約款は運送人の責任について規定しているため, 専ら別添 4 運送契約に基づき運送人として, 梱包作業と運送を行ったレッド社に別添 12Air Waybill 裏面約款は適用される。また, モントリオール条約は, 貨物の国際運送全てについて適用される(同条約第 1 条 1 項)ため, 本件においても適用される。
44. ここで, 「アブ・プロポリス」は総重量 $3,500\text{kg} \times 4/5 = 2,800\text{kg}$ が破損し, 「アブ・ウォッチ」は総重量 $600\text{kg} \times 1/2 = 300\text{kg}$ が故障していた(¶29,30,33)。
45. よって, 損害賠償額を故障した分の重量を元に算出すると「アブ・プロポリス」について 61,600SDR, 「アブ・ウォッチ」について 6,600SDR に限定される。ただし, SDR のアブドルへの換算は仲裁判断が下される日の為替レートに従う(モントリオール条約第 23 条 1 項)。
- (2)1kg あたり 22SDR に限定されなかったとしても, 損害賠償額は「実際の損害額」である 25 万アブドルに限定される。**
46. 別添 4 運送契約第 7.3 条後段は, “In any case, the claim amount for damages may not exceed the actual damages to the parcels, calculated based on either the actual purchase price of the goods or ordinary value of goods of the same sort and same quality...”, 即ち「いかなる場合においても, 損害賠償額は, 商品の実際の購入価格又は同種同質の商品の通常の価値のいずれかに基づいて計算された当該小包に対する実際の損害額を超えることはできない」と規定している。
47. “actual purchase price”とは, 購入した主体が小売事業者のブルー社である(¶25)ことから仕入れ価格を意味する。また, “ordinary value of goods of the same sort and same quality”は「同種同質の」という記述から“actual purchase price”が判断できない際の算定根拠と解される。本件において, “actual purchase price”即ちブルー社の仕入れ価格は明確であるため, これを根拠に“the actual damages to the parcels”を算定する。
48. 「アブ・プロポリス」の損害賠償額は, 1 本あたり仕入れ価格の 40 アブドル(¶25)に損傷した 4 万本を乗じた 160 万アブドルに限定される。「アブ・ウォッチ」の損害賠償額については, 5000 本が故障したものの修理をして再度 BSN で完売していること(¶33)から, 「実際の損害額」は修理に費やした 25 万アブドルであり, この額に限定される。
- (3)モントリオール条約第 20 条に基づき, 「アブ・プロポリス」, 「アブ・ウォッチ」の損害賠償額は限定される。**
49. モントリオール条約第 20 条は, 「賠償の請求者の過失...が損害を生じさせ又は損害に寄与したことを運送人が証明する場合には, 運送人は, 当該過失又は不当な作為若しくは不作為

が損害を生じさせ又は損害に寄与した範囲内で、請求者に対する責任の全部又は一部を免れる」と規定している。

50. 売主であるブルー社は、仕入れた緩衝材が通常使用している緩衝材よりも安かったにもかかわらず、疑いを挟まずに買主であるレッド社に契約不適合物を引き渡した(別添 11 ブルー社陳述書第 6 段落)という過失があった。
51. そして、ブルー社の過失が本件損害を生じさせ又は寄与しているため、モンテリオール条約第 20 条に基づき、その範囲内でレッド社の損害賠償責任は免除される。

情報事件

請求の趣旨

ブルー社はレッド社に対して 700 万ネゴリラを支払え。

第 1. 個人情報委員会の命令の第 1 点に関して、ブルー社はレッド社に対して 50 万ネゴリラを賠償すべき法的責任を負う。

I ブルー社は、“SITE DEVELOPMENT AGREEMENT”(以下「別添 8 サイト開発契約」という。)第 8.3 条が規定する債務を履行していない。

(1)ブルー社は別添 8 サイト開発契約第 8.3 条(3)が規定する債務を履行していない。

1. 別添 8 サイト開発契約第 8.3 条(3)は“Blue will perform all work called for by this Agreement in compliance with applicable laws.”, 即ち「ブルー社は本契約に基づくあらゆる業務を適用法に従って行う」と規定している。
2. 同条の“applicable laws”という契約表現は特定の法律を指していない。様々な外国からの観光客を対象とし(¶23), サービスとしての国際性が高い「レッド・トラベル」というウェブサイトを開発するという同契約の目的に鑑みて, “applicable laws”は「レッド・トラベル」に適用される法律を指すと解される(第 4.3 条(d))。
3. アービトリア国一般データ保護法(以下「AGDPR」という。)は、別添 8 サイト開発契約締結前の 2017 年 5 月に制定され, 「レッド・トラベル」運用開始前の 2019 年 1 月 1 日に施行されていた(¶6,23)。
4. AGDPR の制定日と施行日に鑑みると, AGDPR が「レッド・トラベル」に域外適用される場合, “applicable laws”に AGDPR が含まれる。
5. 以下, AGDPR が「レッド・トラベル」について域外適用されること, その場合ブルー社の別添 8 サイト開発契約第 8.3 条(3)が規定する債務の不履行があることを示す。
6. 第一に, AGDPR の域外適用について検討する。AGDPR は欧州連合が制定した General Data Protection Regulation(以下, 欧州 GDPR とする)と同内容である(¶6)。また, アービトリア国政府が AGDPR 施行時に公表したガイドラインも, 欧州の GDPR の同意に関するガイドラインと地理的適用範囲に関するガイドライン(以下, GDPR ガイドラインとする)と基本的に同内容である(¶6)。したがって, 欧州 GDPR と GDPR ガイドラインの「EU」を「アービトリア国」と置き換えたものが AGDPR であるとする。
7. AGDPR 第 3 条 2 項(a)は域外適用について定めており, データの取扱活動が「アービトリア国内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供」と関連する場合に, 個人データの取扱に域外適用されると規定している。また, AGDPR 前文第 23 項は「物品又はサービスの提

供」の判断には、「物品又はサービスの提供する意図の明白性」の確認を必要とし、「言語及び通貨」が上記明白性を肯定する要素であることを規定している。

8. BGM上から「レッド・トラベル」を利用することで、自動翻訳機能によるアブ語での利用(¶14)、また各種決済機能によるアブドル建てでの決済(¶14)が可能である。また、「レッド・トラベル」は運用開始当初から「ブルー・グローバル・モール」(以下「BGM」という。)上への出店を予定していた(¶23)ことから、上記機能を前提に開発されたといえる。
9. なお、「レッド・トラベル」はアブ語、アブドルで利用ができる点、アービトリア国以外からの利用者がほとんどいないBGMに出店している点に鑑みると、「レッド・トラベル」に対するアービトリア国の居住者のアクセスは、BGMを通じてレッド社が勧誘した結果であり、決してアービトリア国の居住者が能動的に「レッド・トラベル」にアクセスしたのではないため、2020年1月の最高裁判決(¶41)はこの事例に対する先例にならない。
10. 以上より、レッド社の、アービトリア国の居住者へのサービス提供の意図は明白であり、「アービトリア国内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供」と関連する場合といえるため、AGDPR第3条2項(a)によりAGDPRは「レッド・トラベル」に域外適用される。
11. 第二に、ブルー社が別添8サイト開発契約第8.3条(3)が規定する債務の不履行について検討する。[4]で述べた通り、「レッド・トラベル」にAGDPRの域外適用により、AGDPRは“applicable laws”に含まれるため、AGDPRを遵守して業務を行う義務があった。
12. 本件において、問題となった「レッド・トラベル」における個人情報利用に関する同意取得の方式は、AGDPR第4条11項が定める「自由に与えられ」た同意とはいえない(別添13命令書第1段落)。
13. したがって、当該同意取得の方式がAGDPRに違反するウェブサイトを開発していたため、ブルー社はAGDPRを遵守して成果物を作成していなかったといえる。
14. よって、ブルー社は別添8サイト開発契約第8.3条(3)が規定する債務を履行していない。

(2)ブルー社は別添8サイト開発契約第8.3条(1)が規定する債務を履行していない。

15. 別添8サイト開発契約第8.3条(1)は“all Deliverables shall be prepared in a workmanlike manner and with professional diligence and skill”, 即ち「全ての成果物は専門家に求められる姿勢と専門的な勤勉さや技能に従って用意される」と規定している。
16. 海外からの観光客向けのオンライン・サービス「レッド・トラベル」を開始することを目的に、ブルー社が運営するアービトリア国内のショッピングサイトであるBGMに出店することが当初から予定されていた(¶23)うえで、別添8サイト開発契約が締結された。また、[6]~[10]で述べた通り、AGDPRは「レッド・トラベル」に域外適用される。
17. ブルー社はアービトリア国の企業であり、オンライン事業者として1990年からインターネット・ショッピング・サイトを運営している(¶12)。さらに、世界各国からのBGMへの出店者サイトの運用をサポートしたり注文・取引データの管理に関する継続的なサービスを提供したりしている(¶13)ことから、AGDPRの域外適用等を熟知しているといえる。
18. したがって、ブルー社はAGDPRに精通したサイト開発の専門家であるといえ、債務の履行についてより多くの努力が求められる(UPICC第5.1.4条注釈参照)。
19. 以上に鑑みると、同契約8.3条(1)の債務の内容には「AGDPRの域外適用等に精通した、サイト開発の専門家として、域外適用されるAGDPRに違反しないサイトを開発する」債務(以下「AGDPR遵守債務」という。)も含意する(UPICC第4.3条(d))。さらに、AGDPR遵守債務を果たすためにはより多くの努力が求められる。

20. 本件において、[12]で述べた通り「レッド・トラベル」の個人情報取得に対する同意取得の方式はAGDPRに違反している。ブルー社がAGDPRの域外適用について熟知しているにも関わらず上記違反をしたことは、AGDPR遵守債務の履行に十分の努力をしなかったことを意味する。したがって、ブルー社はAGDPR遵守債務を履行していないといえる。

21. よって、ブルー社は別添8サイト開発契約第8.3条(1)が規定する債務を履行していない。

II レッド社が支払った制裁金50万アブドルについて、ブルー社は債務不履行による損害賠償責任を負う。

22. ブルー社は、個人情報利用に関する同意取得の方法がAGDPRに違反するウェブサイトを開発したため、別添8サイト開発契約第8.3条(1),(3)が規定する債務を履行していない(以下「争点1債務不履行」という。)。レッド社は、争点1債務不履行に対して損害賠償を請求する権利を有する(UPICC第7.4.1条)。

23. 別添13命令書第2段落によると、アービトリア個人情報保護委員会が制裁金を科した要因は「自由に与えられたとはいえない同意に基づき顧客の個人情報・データを利用することは、一般データ保護法に違反する」ことである。争点1債務不履行とレッド社が当該制裁金を支払ったこととの間に直接的な因果関係が認められる(UPICC第7.4.2条(1))。

24. レッド社は2019年12月16日に当該制裁金を支払っているため、レッド社が制裁金を支払ったという損害は合理的な程度に確実である(UPICC第7.4.3条)。

25. また、AGDPRが「レッド・トラベル」に適用されること、そして争点1債務不履行とは「AGDPRに違反するサイトを開発すること」であることから、債務不履行によりレッド社に制裁金が課され、それを支払うという損害が生ずることを合理的な程度に予見できた(UPICC第7.4.4条)。

26. よって、ブルー社は当該制裁金50万アブドルについて争点1債務不履行による損害賠償責任を負う。

第2. ブルー社は、別添7システム開発契約に基づき、個人情報保護委員会の命令の第2点について制裁金150万ネゴリラ及びレッド社が支払った見舞金500万ネゴリラにつき、賠償する法的責任を負う。

I ブルー社は“System Development Agreement”(以下「別添7システム開発契約」という。)第4.4条が規定する、「システム開発の専門家としてハッキングに伴う個人情報漏洩を防止を徹底」してサービスを提供する債務を履行していない。

27. 別添7システム開発契約第4.4条は、“Blue warrants that all programming and other services shall be provided in a proper and workmanlike manner and at all times in compliance with the standards and procedures for the like programming and services specified at the time of entering this Agreement.”と規定している。以下、同条が規定する債務の具体的内容を検討する。

28. 第一に、“all programming and other services”を解釈する。

29. まず、“programming services”は、顧客管理システムの一新(Q21)という別添7システム開発契約の目的に鑑みると、本契約に基づいて開発される顧客管理システムである「R-CMSのプログラムを構築するサービス」を指す(UPICC第4.3条(d))。

30. 次に、“other services”について検討する。別添14メールより、ブルー社はレッド社の依頼を受け、2019年1月15日、2月5日にバグを修正したこと、また、1月20日にはバグの点検を約束していたことがわかる。

31. さらに、別添 7 システム開発契約の他に、レッド社とブルー社の間にはシステム開発後の関係に関する契約は結ばれていない(¶21)ことより、以上のブルー社の行為はもっぱら別添 7 システム開発契約に基づいて行われたといえる。
32. これらの契約締結後の当事者の行為や当事者がその間で確立させている慣行に鑑みると、“other services”にはシステム開発後の、「バグの点検や修正をするサービス」が含まれる (UPICC 第 4.3 条(b),(c))。
33. 第二に、“in a proper and workmanlike manner and at all times in compliance with the standards and procedures for the like programming and services specified at the time of entering this Agreement.”を解釈する。ただし、別添 7 契約システム開発契約の“Statement of Work”の内容が明らかでないことから契約合意時の内容を明確には知り得ないため、この部分については専ら“in a proper and workmanlike manner”が問題となる。
34. 顧客管理システムを一新する目的で、レッド社は、この分野で定評があるブルー社(¶21)と別添 7 システム開発契約を締結し、R-CMS の開発を委託した。R-CMS には、レッド社の顧客に関する膨大な量のデータが保管されており(¶22)、ブルー社は、その開発にあたり、「ハッキングの防止とデータの厳重な管理には特に注意」する(¶21)ことをレッド社に約束した。
35. これらの契約の性質および目的や契約締結後の当事者の行為に鑑みると、“in a proper and workmanlike manner”は、「システム開発の専門家としてハッキングに伴う個人情報漏洩を防止」することを含意する(UPICC 第 4.3 条(b),(d))。
36. 本件において、2019 年 1 月 25 日に R-CMS がハッキングされ、顧客の個人情報が漏洩するという事態が発生した(¶38)。
37. 「R-CMS のプログラムを構築するサービス」について、R-CMS は顧客管理システムであるにも関わらず、システムの本質である顧客データが外部から読み取れるという不備のある開発がなされていた(¶38)。個人データの保護を規定する AGDPR 第 32 項が定めるシステムの機密性・完全性が確保されてないという理由で、個人情報保護委員会から制裁金が課されている (別添 13 命令書第 2 段落)ことから、このシステムの不備が「システム開発の専門家」に期待される水準を満たしていないことは明らかである。
38. このようにハッキングに伴う個人情報漏洩が実際に発生した上に、ブルー社は情報漏洩の防止を徹底していなかったため、ブルー社は「システム開発の専門家としてハッキングに伴う個人情報漏洩防止を徹底する姿勢」に従って「R-CMS のプログラムを構築するサービス」を提供していなかったといえる。
39. 「バグの点検や修正をするサービス」について、2019 年 1 月 18 日にレッド社は R-CMS の点検を依頼しているが、ブルー社は多忙という内部的な事情により先延ばしている。さらに、1 月 21 日、23 日には不正アクセスへの対応を求めたが、ブルー社は担当者の風邪を理由に 1 月 26 日まで返信をせず、その後ようやくバグの修正に着手した(別添 14 メール)。
40. このことについて、「3,4 日時間をかけて集中的にチェックしていれば発見できていたと思います」(別添 14 メール)とあることから、ブルー社は、レッド社が不正アクセスへの対応を依頼した 1 月 21 日から作業を開始していれば、本件個人情報漏洩が発生した 1 月 25 日までにバグを修正することが十分可能であった。
41. このようにブルー社が会社内部の事情や個人的な事情を理由にバグの点検や修正を怠り、そのためハッキングに伴う個人情報情報の漏洩を許してしまったことは、「バグの点検や修正

をするサービス」を「システム開発の専門家としてハッキングに伴う個人情報漏洩を防止を徹底する姿勢」に従って提供していなかったことを意味する。

42. よって、ブルー社は“programming services”, “other services”双方に関して、別添7サイト開発契約第4.4条が定める債務を履行していない。

II ブルー社は別添7システム開発契約第6章の保証規定によって免責されない。

43. 同契約第6.2条は、“Blue does not warrant uninterrupted or “error free” operation of the Computer System or Service that is not due to its negligence.”, 即ち「ブルー社は、過失によらない場合、本契約で開発されるコンピュータシステムまたは本契約で提供されるサービスが、全く停止せず、また『全く不具合がなく』機能することを保証しない」と規定している。
44. 本件において、R-CMS にバグが発生し、顧客データにアクセスするための必要な暗号が入手できるようになった(¶38)という不具合が生じ、それが放置された(別添14メール)ためにハッキングされ個人情報が漏洩した。
45. そのため、本件の個人情報漏洩に対して、ブルー社が「システムの専門家として個人情報漏洩の防止を徹底」してサービスを提供しなかったことは、「過失」にあたる。よって、同契約第6.2条によってブルー社は免責されない。

III レッド社に科された制裁金 150 万アブドルについて、ブルー社は債務不履行による損害賠償責任を負う。

46. レッド社は、ブルー社の別添7システム開発契約第4.4条が規定する債務の不履行(以下、「争点2債務不履行」とする。)に対して、損害賠償を請求する権利を有する(UPICC 第7.4.1条)。
47. R-CMS については、レッド社ではなくブルー社がサーバーを管理している(¶22)ため、アービトリア国企業であるブルー社がシステムの管理者であるから、AGDPR は当然適用される。さらに、AGDPR が適用された場合、個人情報保護委員会によるレッド社に対する処分や制裁金の額は同法に反したものではないという点について当事者間に争いが無い(¶41)。
48. 以上の事実に鑑みると、争点2債務不履行によってR-CMS がハッキングされ個人情報漏洩が発生したことで、レッド社がアービトリア国個人情報保護委員会から制裁金 150 万アブドル科され、それを支払うことに因果関係が認められる(UPICC 第7.4.2条(1))。
49. 本件債務不履行の結果、当該制裁金が科され、レッド社は2019年12月16日にこれを支払った(¶40)ため、損害は現に発生しており、合理的な程度に確実である(UPICC 第7.4.3条(1))。
50. R-CMS に対してAGDPR が適用される[47]ため、争点2債務不履行により、AGDPR に32条に違反したR-CMS がハッキングされた結果、レッド社に制裁金が科され、これを支払うことは合理的に予見可能である(UPICC 第7.4.4条)。
51. よって、レッド社に科された制裁金 150 万アブドルについて、ブルー社は債務不履行による損害賠償責任を負う。

IV レッド社が支払った見舞金 500 万ネゴリラについて、ブルー社は債務不履行による損害賠償責任を負う。

52. レッド社は、争点2債務不履行に対して、見舞金について損害賠償を請求する権利を有する(UPICC 第7.4.1条)。

53. ネゴランド国やアービトリア国の見舞金の金額の水準は低すぎるという意見がネゴランド国内の研究者や消費者団体からなされており、また、欧州等での個人情報保護に対する関心の高まりもあり、ネゴランド国でも個人情報保護に対する関心が高まってきていた(¶38)。
54. これらの事実を考慮して、レッド社はこの個人情報漏洩を原因とする損害賠償請求訴訟の回避を目的として(¶38)、個人情報漏洩に対する見舞金を水準よりも多く支払った。その際にレッド社の取締役会は専門家である弁護士に相談(¶38)のうえ、見舞金の金額を決定している。
55. 以上より、争点2債務不履行により個人情報が漏洩したことに對し、レッド社が水準よりも多く見舞金を支払ったことは合理的な帰結である。したがって争点2債務不履行と見舞金を支払ったこととの間には直接的な因果関係がある (UPICC 第 7.4.2 条(1))。
56. レッド社は 500 万ネゴリラの見舞金を支払ったため損害は現に発生しており、合理的な程度に確実である(UPICC 第 7.4.3 条(1))。
57. ネゴランド国内でも個人情報保護に対する関心が高まってきており、個人情報の漏洩事件における顧客への見舞金が低すぎるという専門家の批判がなされている(¶38)ことから見舞金の支払い自体に関しては疑う余地もなく、レッド社が争点2債務不履行により見舞金を支払うことに予見可能性があった。
58. よって、レッド社が支払った見舞金である 1 名あたり 100 ネゴリラで 5 万人分、合計 500 万ネゴリラについて、ブルー社は債務不履行による損害賠償責任を負う。

仲裁手続き

主張

仲裁廷はオンラインでの証人尋問を行うと決定できる

第 1. 当事者の合意がない場合に、仲裁廷は、オンラインでの証人尋問を行うとの決定をする権限を有する。

1. レッド社とブルー社との間のオンライン仲裁手続きは、“UNCITRAL Arbitration Rules 2013”(以下、「仲裁規則」という。)に従って開始された(¶43)ため、証人尋問の方式についても本規則に従って検討する。
2. 仲裁規則第 28 条 2 項は、“Witnesses, ... , may be heard under the conditions and examined in the manner set by the arbitral tribunal.”、即ち「証人は、仲裁廷により定められた条件の下で審問され、また、定められた方法で審尋されうる。」と規定している。ここから、仲裁廷には証人尋問の方法について決定する裁量がある。
3. また、仲裁規則第 18 条 2 項後段は、“Unless otherwise agreed by the parties, the arbitral tribunal may also meet at any location it considers appropriate for any other purpose, including hearings.”、即ち「当事者による別段の合意がなければ、仲裁廷は、審問を含む他のいかなる目的のために適切であると思料するいかなる場所でも会合することができる。」と規定している。以下、オンラインでも「適切であると思料する場所」に該当することを示す。
4. 仲裁廷が手続きの上で考慮すべき事項を示した仲裁規則第 17 条 1 項後段は、仲裁廷がその裁量を行使するにあたり、“so as to avoid unnecessary delay and expense and to provide a fair and efficient process for resolving the parties’ dispute.”、即ち「不必要な遅延と費用を回避し、当事者の紛争を解決するための公正かつ効率的な手続を行うように手続を実施しなければならない。」と規定している。

5. オンラインでの証人尋問は、コロナの収束を待つよりも、遅延回避に資することは明らかである。また、オンラインで証人尋問を行うにあたり、オフラインでの証人尋問と比べ、海外渡航のための不必要な費用が発生することもない。
6. また、証人の居住国の海外渡航制限や隔離のような地理的・時間的制約の影響が小さいため、証拠充実、仲裁の公正さの担保にも繋がる。
7. したがって、オンラインは仲裁廷が「適切であると思料するいかなる場所」に含まれる。
8. 以上より、当事者間の合意がない場合には、仲裁廷は証人尋問をオンラインで行うという決定をする権限を有する。

第2. 仮に、オンラインでの証人尋問の開催が何らかの条件を満たす場合に限られる場合、Zoomを用いた証人尋問において満たされるべき具体的な条件は以下の通りである。

9. [4] で述べた通り、仲裁規則第17条1項後段は仲裁廷が手続きの上で考慮すべき事項として、①不必要な遅延と費用の回避すること、②当事者の紛争を解決するための公正かつ効率的な手続きを提供することを定めている。
10. Zoomを用いたオンライン証人尋問で①の達成にあたり、通信環境や操作の不具合による証人尋問への影響を最小限にするために、以下の条件を付す。
11. 条件1：参加者は通信環境を整え、Zoomアプリケーションを最新版にアップデートしておかなければならない。
12. 条件2：証人尋問のためのZoomのミーティングは、ミーティング立ち上げ時からすべて録画されなければならない。
13. Zoomを用いたオンライン証人尋問で②の達成にあたり、参加者の不正を事前に防ぐために、以下の条件を付す。
14. 条件3：Zoomの参加者は、証人の他に、通訳、パラリーガル、および法定代理人に限定しなければならない。また、上記の者は証人と同席し、共にZoomに参加することができる。
15. 条件4:上記以外の者が参加することを防ぐために、証人尋問を行うZoomのミーティングは、パスワードを設定して招待制にする。さらに、ミーティング参加に際して仲裁人は承認された出席者リストにない個人が参加することを許可してはならない。
16. 条件5：参加者は、参加者の所在国にある国際仲裁機関の施設あるいは代理人事務所からZoomに参加する。参加者のZoom参加には同仲裁機関のスタッフが立会い、仲裁規則や条件に従ってしたがって証人尋問が行われているか監視する。
17. 条件6：参加者が、証人尋問にあたり、Zoom上で仲裁人や参加者と密かに意思疎通を図ることを防ぐために、以下の条件を満たさなければならない。
 - ・証人尋問開始以前に仲裁人と意思疎通を図ることができないようにするために、Zoomの待機室機能を利用する。
 - ・プライベートチャット機能を無効にする。
 - ・証人は尋問中に仲裁人あるいは参加者、関係者等と連絡を取らない旨を宣誓する。
18. 条件7：証人尋問の様子は、Zoomに使用するデバイスと参加者を含む部屋全体が映るよう録画されなければならない。

以上